# 神奈川県立県民ホール及び音楽堂 指定管理者外部評価委員会 評価報告書

平成27年5月

## 1 委員会委員( は委員長)

委員名	職業等	委員区分
逢坂 恵理子	横浜美術館 館長	美術精通者
奥津 勉	公認会計士、税理士	経理識見者
垣内 恵美子	政策研究大学院大学 教授	学識経験者
草加 叔也	(有)空間創造研究所 代表取締役	舞台芸術精通者
根木 昭	昭和音楽大学大学院音楽研究科長 教授	学識経験者
福田 美知子	神奈川県合唱連盟 副理事長	施設利用者
横田 和弘	神奈川県演劇連盟 理事長	施設利用者

## 2 スケジュール

平成26年10月22日 第1回委員会開催(施設の管理運営状況の総括の確認、選定基準(案)

の意見聴取・協議)

平成27年1月20日 非公募により公益財団法人神奈川芸術文化財団を相手方として、申請

要項を提示、質問の受付開始

平成27年3月6日 質問受付終了 質問:3問

平成27年3月20日 申請受付終了

平成27年4月28日 第2回委員会開催(面接評価、協議・評価)

### 3 評価の実施方法

#### (1)会議の公開・非公開について

神奈川県情報公開条例第25条第1号に定める「非公開情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行うとき」に該当すると判断し、第1回委員会及び第2回委員会の協議・評価については非公開とし、面接評価については公開として開催した。

## (2)書類審査、面接評価について

申請書類の受理後、神奈川県県民局くらし県民部文化課において資格審査及び申請内容の確認を行い、申請団体が神奈川県暴力団排除条例の規定に抵触しないことを確認するため、神奈川県警察本部へ照会した。

その後、第2回委員会において、申請団体が出席して面接評価を実施した。

## (3)委員会の評価点の決定方法について

選定基準に基づき、委員会委員による仮採点を行った後、各委員の協議により委員会としての評価点を決定した。

## 4 選定基準

				1		
大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とす る申請書類の該 当箇所
	(1)指定管理 業務実に あたっ方、 考え方、 営方針等	度施に 指定管理者 係る団体等の総合的な運営方針、考え っての としての基 方 5、運 本方針等 ・業務の一部を委託する場合の業務内			県民ホール規則 第3条第2号 音楽堂規則第3 条第2号	·様式2 (I - 1) ·様式4
	(2)施設の維 持管理	施設及び設 備の維持管 理の実施方 針	・3館一体運営を踏まえた人員配置の工夫や効率的な施設及び設備の保守点検、施設の清掃・保安警備等の維持管理業務についての実施方針	5	県民ホール条例 第5条第2号 音楽堂条例第5 条第2号	·様式2 (I - 2) ·様式4
	(3)利用促進 のた 利用 が対 が 利用料金	3館一体建 営を踏業 た事サー 施 の 上等の 取組	・3館の特性を最大限に活かした、バランスの取れた文化芸術事業の総合的な企画・制作についての実施方針、内容等・3館の広報等の共通業務の一体化による運営の内容等			
サービスの向上(50		県の文化行 政と一体と なったの 事業 で ま い る る る る る る る の る る る る る る る る る る る	・かながわ文化芸術振興計画に基づくマグカル事業等文化行政の着実な推進のための県行政との一体的な取組方針等・オリンピック・パラリンピック競技大会への対応と、それを契機とした中長期的視点による本県の文化政策の強化・推進のための本県の文化拠点施設としての役割を踏まえた自主事業の実施方針、内容等・長期継続的視点、高度・専門的知識の蓄積・活用を踏まえた自主事業の実施方針、内容等・外部資金獲得に向けた取組内容等	30	県民ホール条例 第5条第1号及び県民ホール 則第3条第2号 音楽堂条例び第5 条第1号 第1号 第2号	・様式2 (I-3) ・自主事業の実 施計 画、収支計画
上(5)		・より多くの利用を図るための運営方針。 内容等 ・より多くの利用を図るために行う広報・ R活動の内容等 ・サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等 への反映の仕組み等 ・障がい者への配慮 ・貸館事業の実施方針、内容等 ・利用料金の設定、減免の考え方				
	(4)事故防止 等安全管理	日常時の安 全管理及び 緊急時の対 応	・通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ・事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針 ・急病人等が生じた場合の対応(救急救命士等の配置、救命に対する職員研修等)	5	県民ホール条例 第5条第2号 音楽堂条例第5 条第2号	·様式2 (I - 4)
	(5)地域と連 携した魅力 ある施設づ くり	地域と連携した魅力ある施設づくり	・地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ・オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた地域との連携の取組内容 ・地元企業等への業務委託による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	県民ホール規則 第3条第2号 音楽堂規則第3 条第2号	·様式2 (I - 5)

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とす る申請書類の該 当箇所	
管理経費の節減等(30	(6)適切な積算	<u> </u>	人件費、施設の維持管理費及び事業実施に要する費用に係る・積算の適切性・仕様に定める業務の実現可能性・積算単価等の妥当性・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性・健全経営の視点からの積算の妥当性等	5	県民ホール条例 第5条第4号 音楽堂条例第5 条第4号	·様式2 ( - 7) ·様式3	
30	(7)節減努力等 2		・指定管理料の節減度合いを計算式 <sup>3</sup> により算出。計算値が配点を超える場合は配点を上限。	25			
II	(8)人的な能 力、執行体 制	執行体制及 び委託業務 のチェック体 制	・指定期間を通じて、3館一体により効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況	5	県民ホール条例 第5条第3号及 び県民ホール規 則第3条第1号 音楽堂条例第5	·様式2 ( -8) ·定款、法人の概	
		人材育成等	・指定期間を通じて、3館一体により安定 して指定管理業務を行うための専門的な 人材育成や職員採用の状況		条第3号及び音 楽堂規則第3条 第1号	要	
	(9)財政的な 能力	財務状況	・安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	県民ホール条例 第5条第4号 音楽堂条例第5 条第4号	·定款、事業計画 書、収支予算書、 事業実績書、決 算諸表	
団体の業務遂行能力(	(10)コンプラ イアンス、個	コンプライア ンス、事故・ 不祥事への 対応	・指定管理業務を実施するために必要な 団体等の企業倫理・諸規程の整備、法 令遵守の徹底に向けた取組の状況 ・申請開始の日から起算して過去3年間 の重大な事故または不祥事の有無なら びに事故等があった場合の対応状況及 び再発防止策構築状況		県民ホール条例 第5条第2号	·様式2 ( - 10)	
20	人 情 報 保 護、社会貢 献	個人情報保 護の考え方	・個人情報保護についての方針・体制、 職員に対する教育・研修体制及び個人 情報の取扱いの状況	5	音》宗第2号 音楽堂条例第5 条第2号	·様式7 ·諸規程類	
		環境への配 慮、社会貢 献等への取 組	<ul><li>・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況</li><li>・法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績</li><li>・社会貢献活動等、CSRの考え方と実績</li></ul>				
	(11)これまで の実績	管理運営等 の実績	・管理運営等の実績の状況	5	県民ホール条例 第5条第3号 音楽堂条例第5 条第3号	·様式2 ( - 11)	

## 1「適切な積算」の評価について

積算に重大な誤りがある、または、積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、選外となる。 積算に重大な誤りはないが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合、「適 切な積算」の評価を0点とすることがある。

2「節減努力等」の評価について

「適切な積算」において満点である5点を得た場合にのみ評価する。

計算式の算定結果が「節減努力等」の配点を超える場合でも、「節減努力等」の配点が上限となる。

3「節減努力等」の計算式について

 積算価格<sup>注1</sup> - 申請者の提案額<sup>注2</sup>
 ×
 100 <sup>注3</sup>
 ×
 2 5 点 = 計算値

注1 積算価格:県が想定する指定期間内の指定管理料の総額

注2 申請者の提案額:指定期間内の指定管理料の総額

注 3 調整係数

## 5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の順位は次のとおりであった。

		選			
順位	団体名(所在地)	サービス	経費の	団体の業務	合計点
		の向上	節減	遂行能力	
1	公益財団法人神奈川芸術				
	文化財団	4 1	5	1 9	6 5
	(横浜市)				

## 6 提案概要及び評価の内容

提案者 公益財団法人 神奈川芸術文化財団

## (1) 提案の概要

(利用者サービスの向上について)

【指定管理業務実施に当たっての考え方、運営方針等】

- 3 館を一体とした指定管理業務全般に係る団体等の総合的な運営方針、考え方
- < 運営の基本的な考え方 >
  - ・ 広域拠点となる劇場・音楽堂として3館を運営する。
  - ・「劇場法」の理念を体現する全国モデルとなる運営を目指す。
  - ・横浜都心臨海部における創造的な文化施設群との連携を目指す。

#### <運営の重点方針>

- ・音楽分野と演劇分野、それぞれに芸術監督を置き、その指導のもと神奈川からの 芸術文化の創造・発信を強化する。
- ・3館の特色、機能を生かして、県民の芸術文化創造活動を支援する。
- ・芸術文化の国際交流拠点として、海外との文化交流や共同制作を推進する。 また、県や関係機関と一体となって、2020年東京オリンピック・パラリンピック 文化プログラムを推進する。
- ・子ども・青少年を対象に教育普及活動を強化し、次世代への文化芸術の豊かさや 多様性を伝えていく。
- ・劇場・音楽堂を高いレベルで運営できる専門人材の育成に取り組む。
- ・不断の利用者サービスの改善と、高い利用率の維持・向上を目指す。
- ・安全、安心、快適をテーマに、3館一体で効率的かつ効果的な施設運営を行う。 また県と連携し、長期的視点に立って施設の長寿命化への取組を進める。

## 業務の一部を委託する場合の業務内容等

施設・設備の維持管理、保守点検業務など、安全確保や設備機器の安定稼働等の観点から、専門的・技術的ノウハウを有する業者等に委託する方が、より効果的・効率的に 実施できる業務について委託を行う。

#### 【施設の維持管理】

#### 基本的な考え方

- ・安全・安心・快適な鑑賞空間の提供 舞台管理、場内案内、警備、清掃、施設維持管理等を、3館相互に連携して実施
- ・長期的視点に立った計画的な維持管理 施設の計画的・予防的な保守・管理により、修繕等コストの削減と長寿命化を図る
- ・3 館一体による効果的・効率的な維持管理 県民ホール本館・KAAT共通業務の一体的に委託 など
- 3 館一体運営を踏まえた人員配置の工夫
- ・電気主任技術者等の専門人材の配置 専門職員の持つ経験・ノウハウを3館で共有、改修工事計画等に機動的に対応
- ・館相互のバックアップ体制 非常時の各館相互の応援計画により、館業務に支障が出ないような体制を構築

## 【利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金について】

- 3 館一体運営を踏まえた事業実施、サービス向上等の取組
- ・音楽・演劇分野の芸術監督の主導・監修による3館合同文化芸術事業の実施 「オープンシアター」の3館同時開催

「芸術監督プロジェクトシリーズ」による神奈川オリジナルの芸術表現を追求

・各館の特性を生かした文化芸術事業の実施

県民ホール本館:オペラ、バレエ、オーケストラ、室内楽、オルガン等 芸術監督プロデュース「ネクストステージ・プロジェクト」 県美展、現代作家の企画展のほか、ヨコハマトリエンナーレとの 連携、アール・ブリュット展の開催

神奈川芸術劇場:芸術監督企画・演出・出演事業(「古典の再創造」、「新しい劇場空間」、白井晃トーク、演劇人養成プログラム) 舞台芸術シリーズ(全国の公共劇場との共同制作など) 国際芸術交流、県民創造支援、芸術文化普及・人材育成等

音楽堂:「木のホール」音楽堂で聴く上質な公演(新ヴィルトゥオーゾ・シリーズ、午後の音楽会、バロック・オペラ等) 子ども・青少年音楽体験プログラム(アウトリーチ事業など) 地域との連携(県民参加型事業、共催事業) 音楽堂・建築の魅力再発見プロジェクト

・3 館の広報、販売促進等の共通業務の一体運営 広報、営業、チケットセンター業務を財団本部内に設置し、一元的に運営。

#### 県の文化行政と一体となった自主事業の実施に関する業務

- ・「かながわ文化芸術振興計画」重点施策を具体化する事業の実施
- ・県文化行政担当部門との連携
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムに向けた対応 記念事業の開催、国・県が行う事業への対応、外国語対応の推進、3館と横浜市の 文化施設等との連携、観光プロモーションとの連携 など
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムを通じて得られた様々な 感動、交流、記憶や文化芸術の振興を支える仕組みを次世代に継承。

- ・長期継続的視点、高度・専門的知識の蓄積・活用
  - 事業制作部門の人材育成(自主事業の制作業務(企画立案から公演等実施まで数年を要する)、業務に必要な人的ネットワークの構築、知識・ノウハウの蓄積など) 舞台技術・施設維持業務(複雑高度な設備と舞台演出に対応できる舞台芸術の専門 人材の長期継続的な配置、大規模な施設営繕に通暁した専門職員の配置による長期 修繕計画の作成)
- ・公的、民間助成金など外部資金の確保に向けた取組、寄付金・協賛金等拡大のため の新たな仕組みの開発(広告収入拡大、クラウドファンディングなど)

## サービス向上及び利用促進の取組

- ・利用率の維持・向上
  - 利用可能日数の拡大、貸館営業の推進、特例利用制度の活用、 K A A T の長期貸館 利用の促進に向けた取組 など
- ・来館者数向上のためのサービスの充実 職員、スタッフの接遇研修の継続的実施、3館のウェブサイトの外国語対応、パリアフリー・高齢者向けサービスの充実、館内の鑑賞空間の整備など
- ・施設利用者、来館者を増やすための広報・PR活動 施設の空き日の情報提供、情報誌の発行、ウェブサイトでの広報、近隣ホテル、レストラン、旅行会社等との連携、「街コン」等との連携による新たな顧客の開拓
- ・利用者のニーズ・苦情、意見・要望の把握と反映の取組
- ・苦情処理・トラブル対応能力の向上
- ・運営改善のための「PDCAサイクル」による評価活動の継続的実施 内部評価(自己点検、自己評価)、外部評価(外部評価委員会による評価)
- ・障がい者への配慮

バリアフリーが難しい施設での人的対応、障がい者理解のための職員研修の実施等

・貸館事業の実施方針

3 館の特性を踏まえ、県民の多様な鑑賞ニーズに応えた事業の実施

県民ホール本館:オペラ、バレエ等の大規模公演や、ポップス、演歌、歌謡曲等の

様々なジャンルの公演、コンクール等発表会、学術会議等の誘致

神奈川芸術劇場:演劇、ミュージカル、ダンス等舞台芸術分野の長期貸館を誘致 音楽堂:音楽堂の音響を最大限に生かせるプロフェッショナル公演の誘致

#### 【事故防止等安全管理について】

日常時の安全管理

- ・来館者・利用者の安全対策
  - 避難誘導体制の確認、来館者の転倒防止、警察・消防との連携、避難訓練の実施、 舞台上の安全確保の体制
- ・防災対策、防犯対策
  - 設備面での対策(緊急地震速報、防潮板など)、職員の対応能力向上(講習・研修の受講、防災計画等の策定)、警備員配置による安全確保、他施設との連携 ほか
- ・情報セキュリティ対策
- 情報セキュリティポリシーの制定・運用、IT資産管理システム、ウィルス対策 緊急時の対応
- ・緊急事態発生時の対応方針

各館の「災害対応マニュアル」の整備により、職員・スタッフによる緊急時の速や かな対応と、防災意識及び災害対応能力の向上を図る。

また、財団の「危機管理マニュアル」の策定により、管理の一元化と連絡・連携体制の確立を図り、3館の利用者・来館者の安全確保のための対応を行う。

その他、地元警察等との連携により、地域の防災対策に協力する。

・救急救命に関する取組方針

上級救命講習、普通救命講習の受講、AED使用訓練、通報訓練の実施、各館の安全対策の広報の実施、3館にAEDを設置

## 【地域と連携した魅力ある施設づくりについて】

地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等との連携

・地域人材の活用

地元オーケストラの神奈川フィルハーモニー管弦楽団との提携により、各種公演や子ども・青少年向け事業の実施

- ・地域との協力体制の構築及びボランティア団体等との連携 近隣文化施設との連携(神奈川近代文学館との広報協力、紅葉ヶ丘地区の各施設と 周辺施設との連携)、芸術イベント・フェスティバル等との連携、大学、NPO、 地域作業所、近隣商業施設等との連携
- ・2020東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムに向けた地域との連携 地域芸術団体との連携、横浜市文化施設との連携、観光プロモーションとの連携
- ・地元企業への業務委託による迅速かつきめ細かいサービスの提供 清掃、警備、施設維持管理、システム関連、人材派遣業務について、地域企業を優 先採用することで、緊急時の迅速な対応や、地域事情に詳しい人材活用が可能。

#### (管理経費の節減等について)

県の積算価格 6,997,575千円(年額 1,399,515千円)

提 案 額 6,995,000千円 (年額 1,399,000千円)

節減額及び節減率 2,575千円(節減率 0.036%)

選定基準に定める計算式により計算した評価点は「0点」

## <提案額の考え方>

平成18年度開始の第1期指定管理業務実施から、様々な経費削減努力により、指定管理料の削減を進めてきた。

一方で、施設の老朽化に伴う保守点検、修繕費等の増加が今後見込まれるとともに、 施設の利用率が上限に近く、利用料金収入の大幅な増収が見込めないことから、これ 以上の指定管理料の削減は、施設運営及びサービスの水準の低下が懸念される。

今後も、経費節減努力や収入増の取組は継続して行い、その結果生まれた収支差額は 施設維持運営や事業実施の充実のための原資として還元していくことを踏まえ、指定 管理料については、これまでと同水準程度必要と考える。

#### (団体の業務遂行能力について)

【人的な能力、執行体制について】

執行体制及び委託業務のチェック体制

・執行体制の基本的な考え方

芸術監督・プロデューサー配置、財団本部での一括業務の実施、機動的な組織体制

・指定管理業務の運営に必要な職員配置

県民ホール館長、音楽堂館長、副館長(県民ホール本館、神奈川芸術劇場)、チーフプロデューサー(プロデューサー)、技術監督(神奈川芸術劇場)、企画制作・広報営業、施設運営、貸館業務、チケットセンター、舞台技術の各担当3館合計で、75名配置予定(各館長、非常勤職員含む。)

・委託業務のチェック体制

職員による委託先選定時のチェック、専門的知識を有する職員による委託業務実施 時の管理監督、責任者による委託業務の実施状況のモニタリング評価

## 人材育成や職員採用の状況

・総合的分野

採用当初は、施設運営、事業制作・営業、経理・庶務という垣根を設けず、複数分野の業務を幅広く経験させ、文化施設運営についての総合的視野を確保できるようにする。その後、適性を見極めつつ、人事が固定・滞留化しないように複数の業務分野に対応できるキャリアプランにより、専門的知識を向上させる。

・専門的分野

専門的能力・経験を有する職員を採用し、更なるキャリアアップを図る。

#### 人材育成等の取組

財団職員のみならず、県域の文化芸術関係職員の育成として、「劇場運営」、「舞台技術」のインターンプログラムの実施、他の劇場等職員との人材交流・研修派遣の実施等に取り組む。

#### 【コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献について】

企業倫理・諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況

- ・法人活動上求められるあらゆる法令・規則等の遵守、社会規範に即した公正で透明 性の高い活動を行うため、倫理規程を定めている。
- ・法人活動に必要な諸規程を整備し、法令遵守に努めるとともに、毎年更新を行うことで、各種法令の改正等を反映させ、時代に即した運営を心掛ける。
- ・過去3年間に、重大な事故・不祥事は発生していない。
- ・財団の各部署の責任者が集まる会議の場で、法令遵守の周知徹底を行い、各館で問題が発生した場合は、速やかに相互にフィードバックできる体制を構築。

#### 個人情報保護について

- ・個人情報保護規程の制定と、事務局長を個人情報保護管理者とする体制の構築
- ・職員に対する個人情報に関する外部研修を受講、認定資格の取得
- ・個人情報漏えい防止のための各種対策による個人情報の確実な管理

#### 環境への配慮について

- ・温室効果ガス抑制対策については、舞台上での照明・音響やホール内の空調等によるエネルギー使用が、施設利用率や気候条件に左右されコントロールしにくい面を持つ中で、こまめなオペレーションによる節電と照明機器の L E D化による省エネ効果を軸に進めていく。
- ・その他、グリーン購入の推進、化学物質等のリスク管理等に取り組む。

#### 社会貢献等への取組

- ・次期指定管理期間の早い時期に、施設運営業務において障がい者雇用を予定。
- ・災害時の帰宅困難者の一時滞在施設として、横浜市と協定を締結。
- ・障がい者の社会参加の支援として、休憩時間中に地域作業所の製品販売スペースの 提供を行っている。
- ・託児サービスの提供、特別支援学校や小学校等へのアウトリーチ活動の継続実施
- ・県内小中高生の「職場体験」、工業技術系学校生徒のための実技実習の受入れ

## 【これまでの実績について】

## 第2期の事業実績

文化庁の「劇場・音楽堂等活性化事業」の支援による事業実施(3館)

地域創造大賞(総務大臣表彰)の受賞(H25:音楽堂)

県民ホール本館:共同制作オペラの開催、県内外施設との連携事業(H24~)、

ギャラリー企画展の開催 (H25は K A A T で開催)

若手演奏家の登用(H25~)

開館40周年記念「千人の交響曲」公演(総勢500人出演)(H26)

公立文化施設協議会の神奈川県事務局としての活動

神奈川芸術劇場:他の劇場との共同制作・連携事業の実施

国際舞台芸術ミーティングin横浜(TPAM)の開催

人材育成の継続的取組(舞台技術ワークショップ、インターン、

研修生の受入れ)

音 楽 堂:子ども・青少年に音楽体験を提供する企画(夏休みオーケストラ!

メサイア未来プロジェクト、アウトリーチ)

音楽堂バロックオペラ、ヴィルトゥオーゾシリーズ、伝統音楽公演

開館60周年事業「還暦!記念週間」の開催

第2期の施設維持管理実績(特に指定管理者実施の修繕関係)

県民ホール本館:工事休館中にアメニティー向上のための内装の補修等を実施

神奈川芸術劇場:NHK横浜放送会館との合同施設としての「長期修繕計画」の策定

音楽堂:客席座席等の張替改修等の実施

## (2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	小項目	評価の視点	配	各委員による 仮採点結果						委員会と	
É	J		点	Α	В	С	D	Е	F	しての 評価点	
サービスの	指定管理者としての 基本方針等	・3 館を一体とした指定管理業務 全般に係る団体等の総合的な運 営方針、考え方 ・業務の一部を委託する場合の業 務内容等	5	5	5	5	5	4	5	5	
上	施設及び設備の維持 管理の実施方針	・3館一体運営を踏まえた人員配置の工夫や効率的な施設及び設備の保守点検、施設の清掃・保安警備等の維持管理業務についての実施方針	5	5	4	5	3	4	5	4	

大項目	小百口	評価の視点	配		各	委員会				
目	小項目	, h		Α	В	С	D	Е	F	しての 評価点
サービスの向上	3館一体運営を踏ま えた事業実施、サー ビス向上等の取組 県の文化行政と一体 となった自主事業の	・3館の特性を最大限に活かした、バランスの取れた文化芸術事業の総合的な企画・制作についての実施方針、内容等・3館の広報等の共通業務の一体化による運営の内容等・かながわ文化芸術振興計画に基づくマケザルの表								
	実施に関する業務	着実な推進のための県行政との ・オリンスを表示を表示を表示を ・オリンスを表示を表示を表示を ・オリンスを、は、 ・オリンスを、は、 ・オリンスを、は、 ・オリンスを、は、 ・オリンスを、は、 ・オリンスを、は、 ・大いるで、	30	30 30 24			24	24	24	24
	サービス向上及び利用促進の取組	・より多くの利用を図るための運営方針、内容等 ・より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ・サービス向上のために行う利用 者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ・障がい者への配慮 ・貸館事業の設定、内容等、カー								
	日常時の安全管理及び緊急時の対応	<ul><li>・通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容</li><li>・事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針</li><li>・急病人等が生じた場合の対応(救急救命士等の配置、救命に対する職員研修等)</li></ul>	5	5	4	5	4	3	4	4
	地域と連携した魅力 ある施設づくり	・地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容・オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた地域との連携の取組内容・地元企業等への業務委託による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	5	5	5	4	3	4	4
管理経費の節減	人件費、施設の維持管理費及び事業実施に要する費用に係る ・積算の適切性 ・仕様に定める業務の実現可能性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥 当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性等		5	5	5	5	5	5	5	5
	・指定管理料の節減度合いを、計算式により算出。計算値が配点を超える場合は配点を上限					/	/			0

大項目	小項目	評価の視点	配	各委員による 仮採点結果						委員会
目目	小填白	計画の状態	点	Α	В	С	D	Е	F	しての 評価点
	執行体制及び委託業 務のチェック体制	・指定期間を通じて、3館一体により効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況	5	5	5	5	4	4	4	4
	人材育成等	・指定期間を通じて、3館一体に より安定して指定管理業務を行 うための専門的な人材育成や職 員採用の状況								
	財務状況	・安定した指定管理業務の実施を 判断する指標としての団体等の 経営状況、団体等の事業の継続 性・安定性の度合い、団体等の 事業の信頼性の度合い	5	5 5						5
団体の業務遂行能力	コンプライアンス、事 故・不祥事への対応	・指定管理業務を実施するために 必要な団体等の企業倫理・諸規 程の整備、法令遵守の徹底に向 けた取組の状況 ・申請開始の日から起算して過去 3年間の重大な事故又は不祥事 の有無ならびに事故等があった 場合の対応状況及び再発防止策 構築状況								
	個人情報保護の考え 方	・個人情報保護についての方針・ 体制、職員に対する教育・研修 体制及び個人情報の取扱いの状 況	5	5	5	5	4	4	5	5
	環境への配慮、社会 貢献等への取組	<ul><li>・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況</li><li>・法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績</li><li>・社会貢献活動等、CSRの考え方と実績</li></ul>								
	管理運営等の実績	・管理運営等の実績の状況	5	5	5	4	5	4	5	5
		合 計	100							65

## (3) 評価講評

総合的に判断して、指定管理者候補として適切とした。

評価できる点としては、次のようなものがあった。

3 館合同文化芸術事業におけるジャンルを超えた事業企画など、国の「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)」を先取りした事業展開を考えていて、評価できる。

施設の利用率が高い中で、芸術に携わる施設として、新たな創造活動や若年層への働きかけなどを行っていかなければならないが、そうした限定的な状況で非常に努力した提案がなされている。

これまでも、3館で優れた事業を展開してきた実績を持つ団体として評価できる。 神奈川芸術劇場の舞台制作や企画のクオリティの高さは、教えられることも多く、評価できる。 懸念される内容としては、次のようなものがあった。

5年間分すべてを書き切ることは難しいにせよ、具体的にどのような内容、方法等で 実施するかが提案されていない箇所が散見された。

若年層向けの事業については提案されているが、これからの時代、シニア世代向けの 事業等についても考えてほしい。

## 7 議事概要(主要論点)

<「地域と連携した魅力ある施設づくり」についての審査過程>

(委員長)「地域と連携した魅力ある施設づくり」の採点だが、各委員の仮採点を見ると、 評価が分かれているので、協議して採点したい。

(E委員)具体的にどのように実施したいのか、書き込みが足りないと感じたため、3点としたが、現状では特に問題ないと考えている。

(委員長)そうすると、全体として評価はどうするか。

(D委員)3点という評価がある以上、5点はつけられないのではないか。

(委員長)それではこの項目は、4点とする。